

ふぞくしょうがっこう 附属小学校のきまり

[令和5年度4月改定]

【附属小学校のきまりについて】 (P1)

【登下校・欠席】

・登下校の原則	P2
・通学路	P2
・通学マナー	P2
・バス停留所での待ち方	P2
・諸連絡	P2
・参観日	P2

【校内外の生活】

・運動場の使い方	P3
・広場・スマイルガーデンの使い方	P3
・体育館・プレイルーム使用について	P3
・校舎周辺について	P3
・遊具の使い方	P3
・教室の使い方	P3
・校舎内の過ごし方	P3
・蘭の日の過ごし方	P4
・その他	P4
・自宅における生活（休日・外出など）	P4

【所持品・服装・髪型】

・所持品	P5
・服装	P5
・生活の服装（冬服・春服・夏服）	P6
・体操服	P7
・髪について（髪型、髪の長さ）	P7
・その他（名札・スカート・防寒具・手袋など）	P7

【附属小学校敷地内 児童立ち入り禁止区域】 (P8)

【附属小学校 児童通行禁止道路、回避区間】 (P9)

【附属小学校のきまりについて】

附属小学校のきまりは、以下に定める附属小学校の使命、学校教育目標、並びに生活指導の目標の達成のために制定されている。

<附属小学校の使命（抜粋）>

1. 地域教育への貢献

地域の先進的・先導的なモデル校として、大分県教育委員会と連携して実践し、情報を発信する。

<学校教育目標>

～グローバルリーダー（Think globally, act locally）の育成～
未来へ向かって高い志を持ち、人や社会と豊かに関わり、自己を磨き高め合う子どもの育成

<重点目標（抜粋）>

- (1) 生きて働く知識・技能の習得
 - ・人間関係を豊かにし、社会生活を円滑におくる文化としての礼儀やマナー
- (2) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成
 - ・社会や集団の一員として自分の役割を果たそうとする「公（公共）」の意識
- (3) グローバルな視点を持ち、世界やふるさとに貢献できる人間性の涵養
 - ・自ら正しいと信じることに従って主体的に行動する自律性

<生活指導の目標>

3つの取組を軸にして、公を意識し積極的に周りに関わり合いながら、自主的に安全・安心な学校生活をつくらうとする児童の育成

<きまりの視点>

- ・学校教育目標や生活指導の目標の達成につながるもの
- ・児童や公の安全・安心につながるもの
- ・健全な学校生活を送り、よりよい成長・発達につながるもの

<きまりの見直し>

- ・生活指導部を中心に毎年見直しを行う。また、内容によっては学校長の判断により、保護者等の意見を聴取する場を設けることができる。

<児童生徒の参画>

- ・児童会を中心に附属小のきまりを考える機会をもつ。代表委員会等で意見を聴取する。

とうげこう けっせき
【登下校・欠席】

きまり	
登下校の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に自力で登下校をする。 ・登校時刻（8：15）を厳守する。 ・7：30になるまでは、昇降口及び広場で静かに待つ。 ・校舎に入るのは7：30からとする。 ・ランドセルでの登下校を基本とする。 <p>【確認事項】下校時に塾・習い事等に行くことは、原則として認めていない。</p>
通学路	<p>○通学路は次のような道を選ぶ。</p> <p>ア. 歩道のある道路（車道側を歩かないようにする）</p> <p>イ. 信号機のある横断歩道のある道路</p> <p>ウ. 上記の施設のない場合は次のような道を選ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人通りの多い道路 ・見通しのきく道路 ・車の通りの少ない道路 <p>※学校指定の「附属小学校児童通行禁止道路」及び「回避区間」（P8・9参照）は歩かない。ただし、近隣に自宅があり、通行禁止道路を利用しなければ登下校できない場合は例外とする。</p> <p>○自家用車による登下校はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気・外傷等でやむを得ず自家用車で登下校する場合は、事前に許可を得ること。 <p>○学校に届け出ている通学手段、及び通学路で寄り道をせず登下校する。</p>
通学マナー	<ul style="list-style-type: none"> ○バスやJRを利用する際は、運転手や乗客に迷惑をかけないようにする。 ○通学路周辺の住民や他の通行者、運転手に迷惑をかけないようにする。 ○交差点での信号待ちは、並んで待つ。
バス停留所での待ち方	<p>○待ち方の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1列になり順番を守り静かに待つ。 ・列をはみ出したり、車道に出たり決してしないこと。 ・ランドセルを歩道においたりバス停留所で宿題をしたりしてはいけない。 <p>○市営ランド前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道側に1列に並ぶ。 ・列が長いときは、バス停前のマンションの駐車場出入口にかかるので、車の出入りの邪魔にならないように開けて並んで待つ。 <p>○大分西高校前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営ランド側に1列に並んで待つ。 <p>○大道小学校前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大道小学校側に1列に並んで待つ。 <p>○その他のバス停</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所を避け1列に並んで待つ。
諸連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席（遅刻、早退、欠課等）のときは、当日保護者が学級担任へ「遅刻・欠席連絡メール」で連絡する。その場合、タイトルにクラスと名前を入力するようにする。前日から分かっている場合は前日の連絡でもよい。
参観日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は、授業参観が終了したら速やかに下校する。保護者を待ったり、廊下等で勉強したりしてはいけない。 <p>※保護者による動画撮影、静止画撮影は認めていない。ただし、学習発表会等の発表会形式をとる場合は可とすることもありますが、個人情報情報の取扱いに細心の注意を払うこと。</p>

こうないがい せいかつ
【校外内の生活】

きまり	
運動場の使い方	<ul style="list-style-type: none"> 保健室前の旗が黄色の時は運動場遊具使用不可。赤色の時は運動場使用不可。 朝、中休み・昼休みは、学年の使用場所や時間を守るなどして全校が安全に使用する。 運動場で遊ぶときは体操帽子を被る。 運動場にある倉庫などに勝手に入って、道具などを触ったり使ったりしない。 ラインカー（石灰）は授業時間にもみ使用する。休み時間に遊びのために（ドッジボールの線を引く等）使用しない。 放課後、土日、祝祭日、長期休業等に運動場（遊具）等で遊んではいけない。また、体育倉庫の運動用具を勝手に使わない。
ガーデン・スマイルの使い方	<ul style="list-style-type: none"> 保健室前の旗が黄色の時は使用可。赤色の時は運動場と同じで、使用不可。 広場では、ボールを使った遊びをしない。 広場のステージの上や裏で遊ばない。 スマイルガーデンでは、大きな声を出したり、走り回ったり、道具（ボールや縄跳びなど）を使用したりするなどして遊ばない。
体育館・プレイルームの使い方	<ul style="list-style-type: none"> ステージ、体育館側面（上）に勝手に上がらない。 体育館前の倉庫やステージ横の倉庫に勝手に入らない。 体育館の側面（下）窓にある空いたスペースに入らない。 ステージ横の袖奥の扉を開けない。（鍵をかけたままにしておく） プレイルームには上靴のまま入ってよい。（体育館と同様の扱い） 
校舎周辺について	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場に入って遊んではいけない。 保健室、相談室、男子更衣室等の屋外側（南側）の狭い通路は通行禁止。 登下校中のはばたきの森から広場へ抜ける道は通っては いけない。（ただし、掃除・学習活動等は可） 職員室前～運動場にある横断歩道を渡るときは一旦停止 （左右の確認）をして横断すること。 靴箱から運動場の間は歩いて移動すること。 ウサギ小屋には勝手に入らない。 畑に許可無く勝手に入らない。 フラワーロードは白線の内側を歩く。（最大2列）   
遊具の使い方	<ul style="list-style-type: none"> 遊具上および遊具周辺で、鬼ごっこをしない。 滑り台を逆に上らない。 ブランコの2人乗りやブランコからの飛び降りは禁止。
教室の使い方	<p>学級教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 2、3階の廊下の窓は、児童は、勝手に開けたり、閉めたりしない。 他の教室には、特別の理由がない限りは出入りしない。誰もいない教室には絶対に入らない。（他の教室に入るときは、教室の先生に許可を求め許可されてから入室すること。） <p>特別教室・体育館の使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> 先生がいないときは使用しない。（児童だけで使用しないこと） 児童は、置いてある教材・教具等を勝手に触ったり、使ったりしない。
校舎内の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> 廊下、階段は右側を歩く。 廊下では、遊ばない。 ベランダの通行はしない。 通路にある鉄製の棒などに上ったり引っ張ったりしてはいけない。  

<p>過(す)雨(あめ)の日の方(かた)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朝・中・昼休みの遊びは、体育館、プレイルーム等を使用することはできない。 ・運動場全面使用禁止(赤旗)の時は、教室または図書館で過ごすこと。教室では、活動用具(トランプ・ウノなど)や読書、クラス遊び等をして過ごすこと。廊下や教室に置いているオルガンは使用しないこと。(伴奏練習の際、担任の許可を得て使用可)
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送が始まったら直ちに静かに活動をやめ、静かに聞く。 ・職員室に入る時にはあいさつし、用件など伝えて許可を得る。 ・保健室には、病気やけがのとき、保健の先生に相談がある時に許可を得て入室する。必要のないときは入らない。(付き添いも必要などときのみ) ・学校の公衆電話は担任の許可を得てから使用する。その際、何のための電話なのか内容を担任へ伝えること。担任不在の場合は同学年部の先生の許可を得ること。 ・上ぐつ、土足の通行区分をきちんと守る。
<p>自宅における生活(休日・外出時等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のみの外出時間は、春分の日～秋分の日(前日)は午前9時30分から午後6時まで、秋分の日～春分の日(前日)は午前10時から午後5時まで。 ・午後6時(午後5時)を過ぎてから出かける時は、必ず大人の人と出かける。(基本は、保護者同伴) ・児童は、一人で自分の家(親戚)以外のところに泊まってはいけない。(保護者同伴の場合は可) ・プール・映画・ボウリング・大分駅ビル(商業施設内)・カラオケボックスなどお金のいるところには児童だけで行ってはいけない。 ・児童は、ゲームセンター・ゲームコーナー(スーパーマーケットやデパート)に保護者またはそれに代わる責任者と一緒なら入ってもよい。ただし、パチンコ・ビリヤード店は保護者またはそれに代わる責任者と一緒でも入ってはいけない。(大分市青少協より) <p>※インターネットカフェ、未成年者立ち入り禁止の場所も不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所(道路・線路・工事現場・川・海)などで遊んだり、あぶないもの(刃物・マッチ・ライター・エアガン)などをもって遊んだりしてはいけない。(所持も不可) ・ローラースケートやスケートボードなどは道路や駐車場ではしてはいけない。 ・大きな事故や病気の場合は、学校に連絡する。 ・外出する時は、行き先と時間について必ず家の人に知らせる。 ・知らない人にさそわれた時は、近くの大人の人に助けを求めるか、子ども連絡所のマークのあったところに行って詳しく事情を話し、警察に連絡をしてもらうこと。 ・クラスのお友だちの電話番号や住所、メールアドレス等の個人情報を知らない人に教えない。

しよじひん ふくそう かみがた
【所持品・服装・髪型】

きまり

- ・学習や活動に必要なもの以外は学校に持ってこない。
- ・持ち物には、必ず学年・組・氏名を明記する。
- ・ランドセルなどにキーホルダーやキャラクター等は付けない。防犯ブザーとパスケース、時計は付けてもよい。
- ・携帯電話は学校にもってこない。GPS機能付き防犯ブザー及びココセコム（通話機能のないもの）の使用は認める。
- ・必要のない金銭は持ってこない。※諸費（集金）等は、登校したら担任に手渡しで提出する。
- ・卒業式・離任式及び転出入等における贈り物、私旅行によるおみやげ、バレンタインデー・ホワイトデー等、購入した物の受け渡しはしない。手紙は渡してよい。
- ・筆記用具については以下の物を基準とする。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
基本の筆記用具	鉛筆5本くらい（濃さは学年で指定）・名前ペン（油性）1本・消しゴム（色デザインなし）					
その他 （追加してもよいもの）	赤鉛筆1本		赤ペン1本・青ペン1本			
	青鉛筆1本					
	書写用ペン（水性）				蛍光ペン1本1色	
	直定規					シャーペン1本

所持品

- ・筆箱は、華美な物をさげ、カンの筆箱・立てる筆箱は禁止する。
- ・筆箱などにキーホルダーやキャラクター等は付けない。
- ・三色ボールペンは使わない色を抜いたら使ってもよい。（赤・青のみ）
- ・赤青鉛筆（両側が赤、青になっているものは危ないので禁止する）
- ・のりは、液体（マニキュア式・テープのりは不可）またはスティックの物を使用すること。
- ・教科書やその他の教材の貸し借りはしない。（ただし、兄弟姉妹間は可）
- ・通年で水筒を持参してもよい。（ただし、中身は、水又はお茶）
- ・カイロは基本的に禁止する。ただし、体調が悪いときや学習活動（ピアノ）など指を温めるなどには可とする。
- ・日傘や乾燥時期のリップ（薬用リップ）、ハンドクリーム、暑い時期の冷却タオル等は可とする。ただし、自己管理の下使用すること。

服装

- ・本校指定の制服を着用すること。
 ※近年、制服で襟のラインが真っ直ぐではないものが売られている。本校指定の制服は、襟にあるラインが真っ直ぐな制服なので注意すること。
- ・登下校時は、必ず制服・制帽を着用すること。
- ・登校に関わらず、用事がある場合は原則制服着用とする。
- ・制服の夏服・冬服・合服の着用期間（衣替えの時期）は設けないが、体調や気候に合わせて着用すること。
- ・行事等により服装を指定することがある。
- ・ネクタイについては、蝶結びネクタイ（ホックで留める）もしくは三角形の結びネクタイで、細いものか太いもののどちらかを着用する。

夏用ネクタイのできあがり写真
 （太くても細くても結び方は一緒）



冬用ネクタイの結び方



ふゆふく (冬服)

ぼうし 帽子

- ・帽子は黒の学生帽に白線を2本入れ附属小の帽章を付ける。(帽章付)

がくせいふく 学生服

- ・濃紺の学生服ステンカラー付、ズボンは附属小の文字入り、ウール混サージの生地、ズボンの丈はクォーターパンツのズボン丈程
- ・シャツは白の長袖カッターシャツ
- ・制服の中に着るセーター・ベスト・カーディガンは紺か黒に限る。

くつした 靴下

- ・色は紺、黒、白
(タイツはベージュも可)
- ・ハイソックス並びにタイツは可
- ・無地を基本とする。

なふだ 名札

- ・名札等、左胸に付ける。



ぼうし 帽子

- ・ポリエステル製のつばつき(白)
- ・左横に附属小の文字入り

セーラー服

- ・セーラー服(紺)、ウール混サージ生地
- ・襟の形やラインは真っ直ぐな物
- ・制服の中に着るセーター・ベスト・カーディガンは紺か黒に限る
- ・ブラウスは長袖で丸襟白無地の物

はきもの 履き物

- ・上靴、下靴共に白を基調としたもの
- ・上靴 一般的なシューズ
- ・下靴 一般的な運動靴

(サイズがない場合はひも靴、ロケットシューズでも可)



ネクタイ

- ・蝶結びネクタイをホックで留める、もしくは三角形の結びネクタイ

くつした 靴下

- ・色は紺、黒、白
(タイツはベージュも可)
- ・ハイソックス並びにタイツは可
- ・無地を基本とする。

ぼうかんぎ 防寒着

- ・手袋、防寒具については、気温に応じて着用してもよい。
- ・防寒具の色は紺か黒色に限る。附属中のコートも可。
- ・防寒具にファーなどはつけない。
- ・ネックウォーマーは可。
- ・ベンチコート等のスポーツ関係の防寒着は許可しない。

あふく (合い服)

ぼうし 帽子

- ・冬の学生帽(帽章付)

シャツ

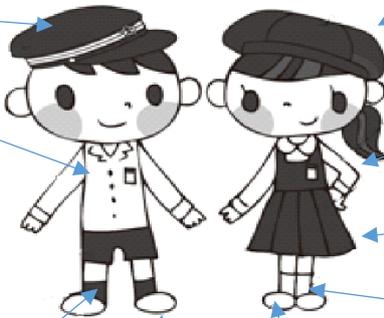
- ・白の長袖カッターシャツ

ズボン

- ・冬服と同じ

くつした 靴下

- ・冬服と同じ



ぼうし 帽子

- ・ポリエステル製のつばつき(白)
- ・冬服と同じ

ブラウス

- ・丸襟白無地の長袖ブラウス
- ジャンパースカート
- ・濃紺のジャンパースカート

くつした 靴下

- ・冬服と同じ

はきもの 履き物

- ・冬服と同じ

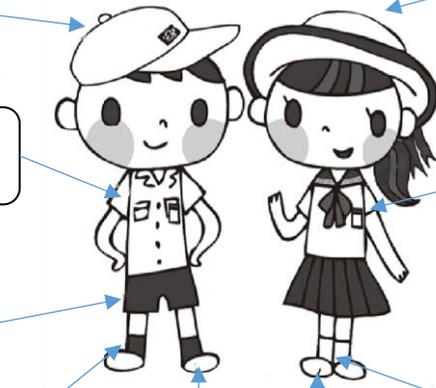
なつふく
(夏服)

ぼうし
帽子
・白のキャップ(帽章付)

シャツ
・白の半袖カッターシャツ

ズボン
・冬服と同じ

くつした
靴下
・冬服と同じ



ぼうし
帽子
・ポリエステル製のつばつき(白)
・左横に附小の文字入り

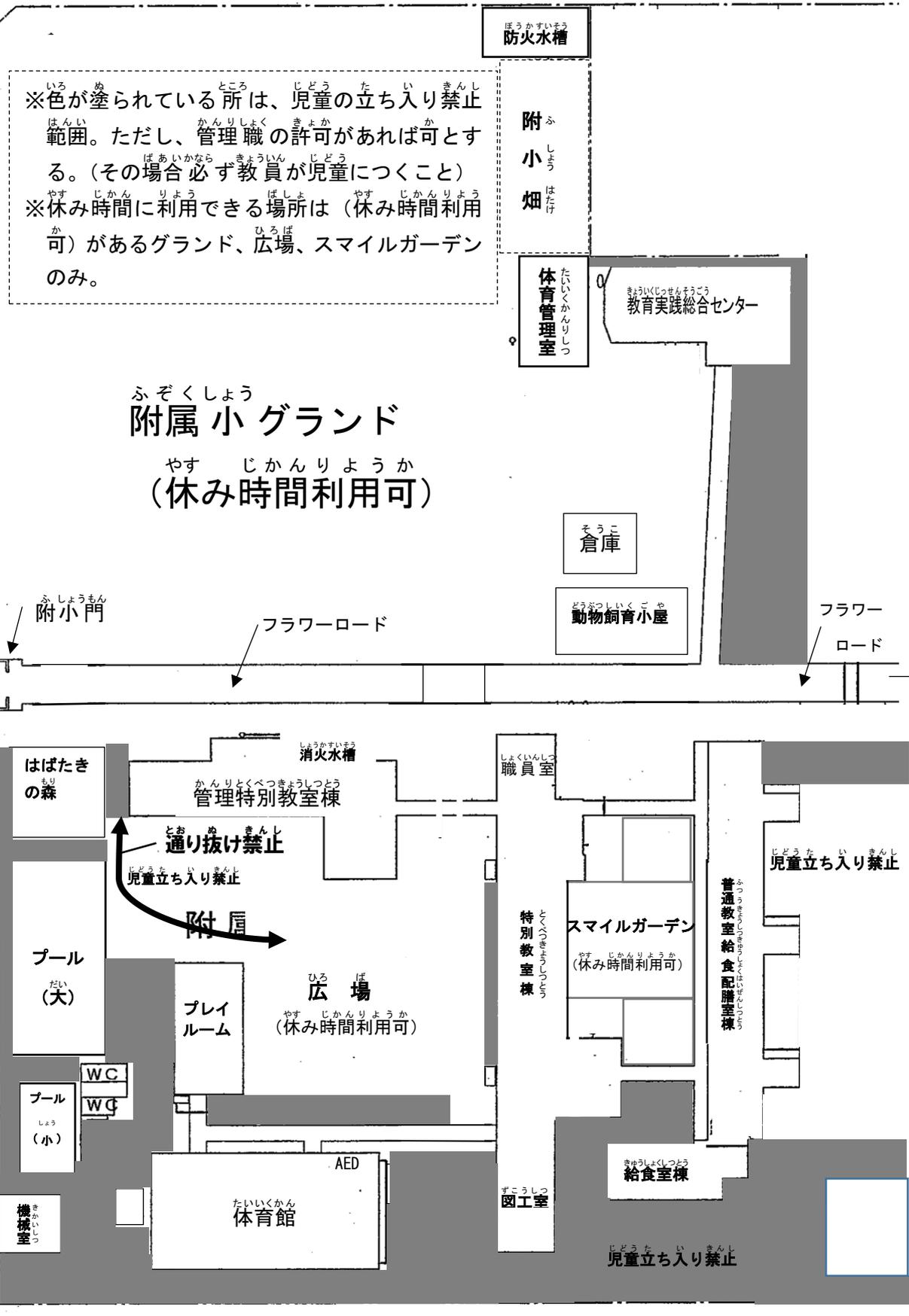
セーラー服
・セーラー服(白)、
・つりひもスカート(濃紺)
・棒ネクタイ(紺)
・襟の形やラインは真っ直ぐなもの

くつした
靴下
・冬服と同じ

はきもの
履き物
・冬服と同じ

きまり	
体操服	<p>・体操服は、以下の物を着用すること。</p> <p>夏：白地半袖上衣、パープル色パンツ 体操帽子・はちまき</p> <p>冬：パープル色長袖上衣、長ズボン 体操帽子・はちまき</p>
(髪型、髪の長さ)	<p>・髪型は、安全の為、前髪は眉毛まで。髪の毛が伸びた際、制服の肩に届いたら1つ又は2つ結びをする。</p> <p>・パーマ、カールは禁止。</p> <p>・ヘアゴムの色は黒・紺・茶。ヘアピンは華美でないもの。</p> <p>・髪を染めたり、脱色したりすることを禁止する。</p> <p>・髪を結うためのリボン、ヘアバンド、カチューシャなどは禁止。</p>
その他	<p>・基本的に授業(体育など以外)は制服を着用すること。</p> <p>・名札は、必ず付けること。ただし、学校外は、胸ポケットに入れるか裏返すこと。 ※名札は、事務室で販売している。(販売時間は中・昼休みのみ)</p> <p>・ベルトは、黒、紺、茶などの地味な色合いのもので幅が3センチ程度のものである。</p> <p>・スカートの丈は、おおよそ膝の位置前後。極端に丈が長くなったり、短くなったりしないこと。</p> <p>・爪は、日頃から切り、適度の長さには保つ。マニキュア等は禁止。</p> <p>・防寒具は登下校時のみ着用する。ただし、冬季の外掃除・渡り廊下掃除や生活委員会のあいさつ運動時は着用可とする。</p> <p>・防寒具を着るときにはフードを被らない。ポケットに手を入れない。</p> <p>・手袋は登下校中のみしてもよい。校舎内では原則禁止。ただし、外掃除の児童の軍手着用は可とする。</p> <p>・レッグウォーマー、マフラー、ニット帽などは禁止する。</p> <p>・化粧をして学校に登校しない。また、アクセサリをして登校してはいけない。</p> <p>・カラーコンタクトは禁止する。</p> <p>・空間除菌ブロッカー等を使用したり、首からさげたりしない。</p> <p>・花粉防護ゴーグル、マスク等の制限は行わない。</p>

ふぞくしょうがっこうしきちない じどうた い きんしくいき
【附属小学校敷地内 児童立ち入り禁止区域】



附属中・特支・附幼

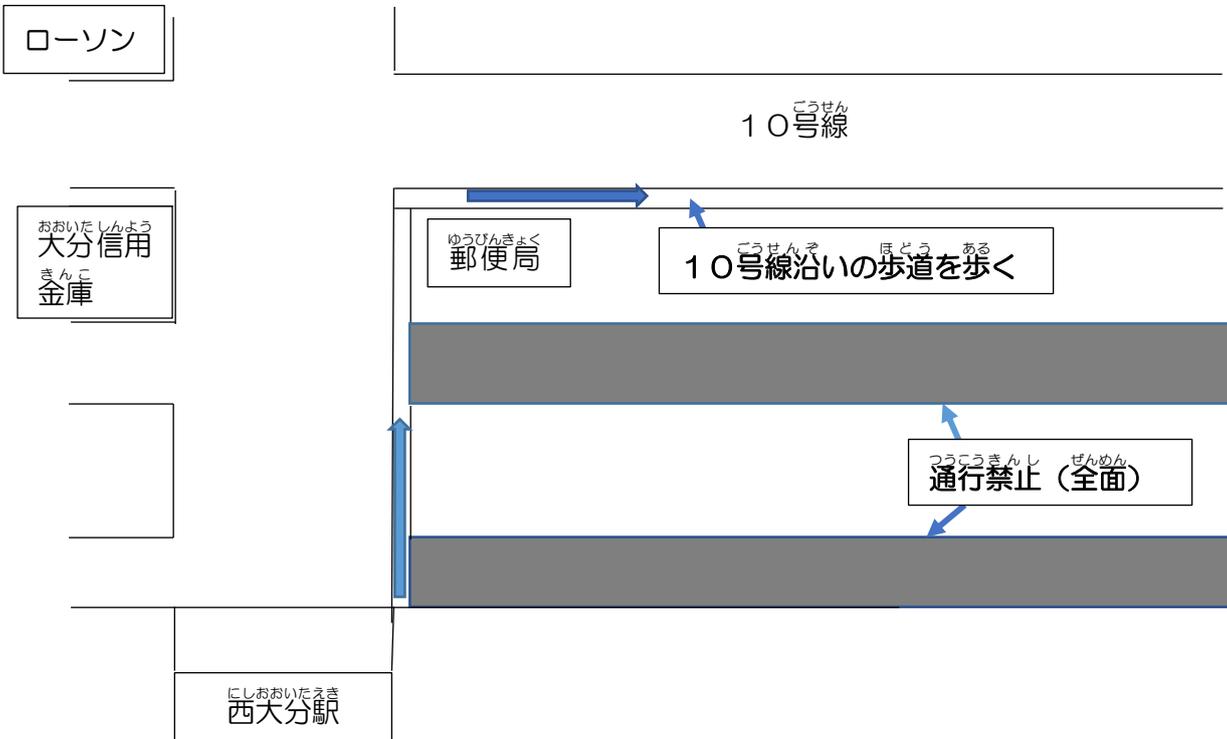
ふぞくしょうがっこうじどうつうこうきんしどうろ かいひくかん
【附属小学校児童通行禁止道路，回避区間】

以下の図中にある網掛部分の道路は通行禁止とする。

ふぞくよんこうえんしゅうへん
附属四校園周辺

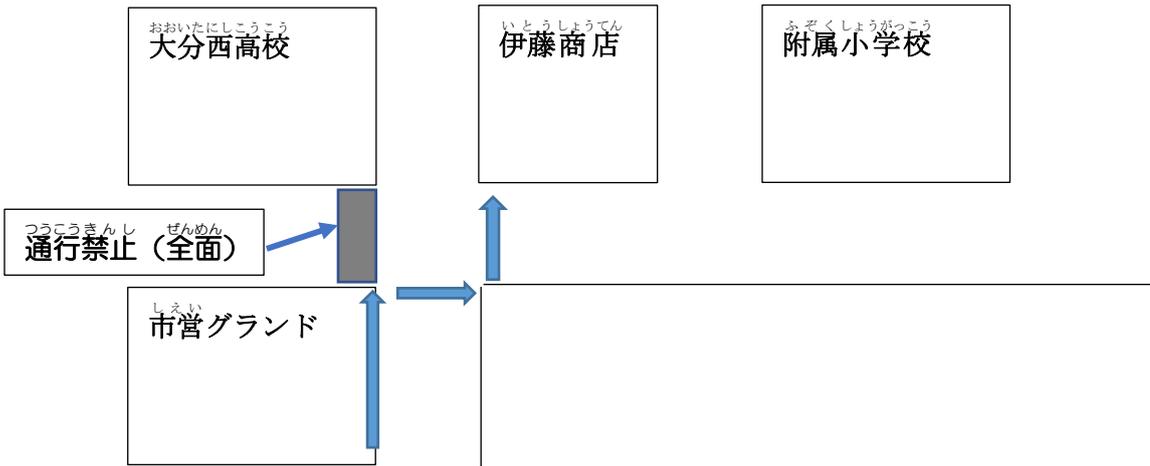


にしおおいたえきしゅうへん
西大分駅周辺



※近隣に自宅があり通行禁止道路を利用しなければ登下校できない場合は例外とする。

いとうしょうてんしゅうへん
伊藤商店周辺



かいひくかんちず
回避区間地図

